

## NICHD ガイドライン (2007 年版)<sup>1</sup>

### I. 導入

1. 「こんにちは、私の名前は \_\_\_\_\_ です。私は \_\_\_\_\_ で仕事をしています。[全員を紹介する；他には誰もいないことが望ましい] 今日は \_\_\_\_年\_\_月\_\_日、時刻は\_\_時\_\_分です。私は \_\_\_\_\_ さん【被面接者、〇さんとする】に、 \_\_\_\_\_ 【場所】で面接をします。」

「ここにビデオとマイクがあります。〇さんのお話を私が忘れないように、ビデオとマイクでとっておきます。私は忘れてしまうことがあるので、ノートがとれなくても、あとで見ればわかるようにするためです。他の人が見ることもありますが、そのことで〇さんが心配することはありません。」（訳注：下線部は原文には含まれていないが、他者が見る可能性もあることを示すために追加した）

「私の仕事は子どもから何があったか話を聞くことです。たくさんの子供と会って、何があったか、本当のことを話してもらいます。最初に、本当にあったことを話すのがどんなに大切か、確かめておきましょう。」

「もしも私の靴が赤いと思ったら、これは本当ですか？本当ではありませんか？」

[応答を待つ]

2. 「私の靴は黒いので、本当ではありませんね。では、私が今座っていると云ったら、これは本当ですか？本当ではありませんか？」

[応答を待つ]

3. 「私は今座っているから、これは本当ですね。」

「〇さんが本当のことを話す、というのが分かっていることがわかりました。今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話さなければなりません。」

[間をとる]

4. 「もしも私の質問が分からなかったら、『分からない』と言ってください。いいですか？」

[間をとる]

「もしもあなたの話が分からなかったら、私も『もっと説明して』と言います。」

[間をとる]

5. 「もしも私の質問の答えを知らなかったら、『知らない』と言ってください。」

「『私の犬の名前[私の子どもの名前]は何ですか？』と私が聞いたら、〇さんはなんと答えますか？」

[応答を待つ]

[子どもが「知らない」と言ったら、次のように言う]

6. 「そうですね。〇さんは知らないですね。」

[子どもが推測で答えを言ったら、次のように言う]

「〇さんは私の犬のこと知らないでしょう。答えを知らないときは、推測【あてずっぽう】で答えないでください。『知らない』と言ってください。」

[間をとる]

7. 「もしも私が間違ったことを言ったら、間違ってるよと言ってください。いいですか？」

<sup>1</sup> 本プロトコルは Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.の末尾にあるプロトコルを、Lamb 氏の承諾のもとに、仲真紀子（北海道大学）が翻訳したものである。Lamb 氏の勧めに従い、NICHD 研究のフィールドであるユタ州ソルトレーク市の子ども司法センターにて3日間の研修を受けた。「北大ガイドライン」も執筆したので、併せて参照願いたい。なお、これらの作業にあたっては JST 研究プロジェクト「子どもを犯罪から守る私法面接法の開発と訓練」（代表：仲真紀子）の支援を受けた。

[応答を待つ]

8. 「私が〇さんは[2歳]ですねと言ったら、〇さんは何と言いますか？」

[子どもが答えず、訂正しなければ、次のように言う]

「もしも私が間違えて、『〇さんは[2歳]ですね』と言ったら、何と言いますか？」

[応答を待つ]

9. 「そうですね。もしも私が間違ったら、間違ってるよと言うのが分かりましたね。」

[間をとる]

10. 「もしも〇さんは立っていると私が言ったら、〇さんは何と言いますか？」

[応答を待つ]

「そうですね」

## II. ラポールの形成

「〇さんのことをもう少し教えてください。」

1. 「何をするのが好きかお話ししてください。」

[反応を待つ]

[子どもがかなり詳細に話した場合は3に行く。]

[子どもが答えない場合、応答が短い場合、止まってしまった場合は、次のように尋ねてもよい]

2. 「〇さんのことを、ほんとうにもっとよく知りたいんです。どんなことするのが好きかお話ししてください。」

[応答を待つ]

3. 「そのことについてもっとお話ししてください。」[TV, ビデオ, ファンタジーではなく、『子どもの行動, 活動』に焦点を当てる。]

[応答を待つ]

## III. エピソード記憶の訓練

### 特定の出来事

[NOTE: このセクションは出来事により異なる]

[面接の前に、子どもが体験した最近の出来事、休暇明けの日、誕生日、行事等を調べておき、その出来事について尋ねる。できれば、申し立てられた、あるいは疑いのある出来事と同時期、近い場所で起きた出来事を選ぶ。ただし、申し立てられた出来事が特定の日、特定の出来事の中で起きたとされる場合は、その出来事ではなく、他の出来事について尋ねる。]

「〇さんについて、そして〇さんがすることについて、もっと教えてください。」

1. 「何日（週間）か前、[旅行、誕生日、初めて学校に行った日、その他の出来事]があったでしょう。その日にあったことを、全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

1a. 「その日朝起きてから[1で子どもが述べたこと]までにしたこと、あったことをがんばって思い出して、お話ししてください。」

[応答を待つ]

[Note: このセクションを通し、この質問は必要に応じて何度でも用いる。]

1b. 「それから何がありましたか？」

[応答を待つ]

[Note: このセクションを通し、この質問は必要に応じて何度でも用いる。]

- 1c. 「その日[1で子どもが述べたこと]から夜寝るまでのことを、全部お話ししてください。」  
 [応答を待つ]  
 [Note: このセクションを通し、この質問は必要に応じて何度でも用いる。]
- 1d. 「その[子どもが述べた活動]のことをもっとお話ししてください。」  
 [応答を待つ]  
 [Note: このセクションを通し、この質問は必要に応じて何度でも用いる。]
- 1e. 「さっき[子どもが述べた活動]って言ったでしょう。そのことについて全部お話ししてください。」  
 [応答を待つ]  
 [Note: このセクションを通し、この質問は必要に応じて何度でも用いる。]  
 [子どもが少ししか話せない場合は、2-2eを用いて続ける]  
 [Note: 子どもが出来事について詳細に話せた場合は、次のように言う。]

「あったことについて思い出したことを全部お話しする、というのはとても大切です。楽しかったことも嫌だったことも、何でもお話ししてください。」

#### 昨日

2. 「昨日あったことを教えてください。昨日、朝起きてから夜寝るまでにあったことを全部お話ししてください。」  
 [応答を待つ]
- 2a. 「話し残しがないようにしてください。朝起きてから[子どもが前の質問で述べた活動か出来事の一部]までのことを全部お話ししてください。」  
 [応答を待つ]
- 2b. 「それから何がありましたか？」  
 [応答を待つ]  
 [Note: このセクションを通し、この質問は必要に応じて何度でも用いる。]
- 2c. 「[子どもが述べた活動か出来事]から寝るときまでのことを全部お話ししてください。」  
 [応答を待つ]
- 2d. 「[子どもが述べた活動]のことをもっとお話ししてください。」  
 [応答を待つ]  
 [Note: このセクションを通し、この質問は必要に応じて何度でも用いる。]
- 2e. 「さっき[子どもが述べた活動]と聞いたでしょう。そのことについて全部お話ししてください。」  
 [応答を待つ]  
 [Note: このセクションを通し、この質問は必要に応じて何度でも用いる。]

#### 今日

子どもが昨日のことについて、詳細を適切に話すことができなければ、2から2Eまでの質問を「今日」について繰り返す。「ここに来たとき」を最後の出来事とする。

「本当にあったことを全部お話しする、というのがとても大切です。」

### 面接の本題

#### IV. 本題への移行

「○さんのことが少し分かってきたので、今日は○さんがどうして[ここに来たか]、そのことについて話すことにしましょう。」

[子どもが答え始めたら、待つ]

[子どもが疑いのある出来事の概要を述べたら(例: 「デビッドが僕のちんちんをさわった」や「パパがたたいた」), 10に行く]

[子どもが詳細に報告したら，10a に行く]  
 [子どもが申し立てをしなければ，1 を用いて続ける]

1. 「何かありましたか。あったとしたら，最初から最後まで全部お話ししてください。」

[応答を待つ]  
 [子どもが申し立てをしたら，10 に行く]  
 [子どもが詳細に報告したら，10a に行く]  
 [子どもが申し立てをしなければ，2 を用いて続ける]

2. 「前にも話したように，私の仕事は子どもからあったことについてお話を聞くことです。〇さんがどうして[ここにいるか，ここに来たか，私がここにいるか]，お話ししてもらうことがとても大切です。今日はなぜ[お母さんと，おばあさんと]ここに来たんだと思いますか」[または，「私は今日なぜここに話して来たんだと思いますか?」]

[応答を待つ]  
 [子どもが申し立てをしたら，10 に行く]  
 [子どもが詳細に報告したら，10a に行く]  
 [子どもが申し立てをせず，また，それまでに機関への通報があったかどうか不明な場合は，4 または 5 に行く]  
 [子どもは申し立てをしていないが，それまでに機関への通報があった場合は 3 に行く]

3. 「〇さんが[いつ，どこで]，[お医者さん，先生，児相の先生，その他の専門家]に話をしたと聞いています。その出来事についてお話ししてください。」

[応答を待つ]  
 [子どもが申し立てをしたら，10 に行く]  
 [子どもが詳細に報告したら，10a に行く]  
 [子どもが申し立てをせず，目で確かめられる傷等がなければ，5 に行く]  
 [傷等がある場合，または面接者が傷の写真を見たか，傷があると聞いている場合には，病院で面接を行い，医療診察の後，次のように言う]

4. 「〇さんの\_\_\_\_\_【体の場所】に[跡，傷，あざ]がある [あると聞いた]けれど，そのことについて，全部お話ししてください。」

[応答を待つ]  
 [子どもが申し立てをしたら，10 に行く]  
 [子どもが詳細な報告をしたら，10a に行く]  
 [子どもが申し立てをせず，目で確かめられる傷等がなければ，5 に行く]

5. 「誰かのことで困っていることはありますか。」

[応答を待つ]  
 [子どもが申し立てをしたら，10 に行く]  
 [子どもが詳細な報告をしたら，10a に行く]  
 [子どもが認めず，申し立てをしなければ，6 に行く]

6. 「[申し立てられた出来事の場所，時間]に何かありましたか。」

[Note: 被疑者の氏名や申し立ての詳細は述べないこと]  
 [応答を待つ]  
 [子どもが申し立てをしたら，10 に行く]  
 [子どもが詳細な報告をしたら，10a に行く]  
 [子どもがそれを認めないか，申し立てをしなければ 7 に行く]

7. 「誰かが〇さんに，嫌だなど思うことをしましたか。」

[応答を待つ]  
 [子どもが申し立てをしたら，10 に行く]  
 [子どもが詳細な報告をしたら，10a に行く]  
 [子どもがそれを認めないか，申し立てをしなければ 8 に行く]

**問** 先に進む準備はできていますか？進む前にブレイクをとりますか？

先に進む場合は、以下の面接を開始する前に、8と9で具体的にどのような質問を行うかを、すでに提供されている事実をもとに決定しておく必要がある。これらの質問が子どもに暗示となる詳細情報を与えることのないよう、細心の注意をはらわなければならない。これらの質問をまだ決定していなければ、先に進む前にここでブレイクをとり、これらの質問を注意深く作成する。

8. 「誰かが[人物を特定することなく、また詳細を伝えることなく、申し立てられていることを告げる]しましたか。」（誰かが○さんのことをたたきましたか？、誰かがあなたのおちんちん[あなたの身体のプライベートパート]をさわりましたか？）

[応答を待つ]

[子どもが申し立てしたら、10に行く]

[子どもが詳細な報告をしたら、10aに行く]

[子どもがそれを認めないか、申し立てをしければ9に行く]

9. 「先生が[お医者さんが、カウンセラーが、近所の人]が、[○さんが他の子どものおちんちんを触ったことを、○さんが描いた絵を]、話して/見せてくれました。それで私は何かがあったのか、知りたいんです。誰かが[人物を特定することなく、また詳細を伝えることなく、申し立てられていることを告げる]しましたか。」（家族の誰かが○さんをたたきましたか？、誰かが○さんのおちんちん、または他のプライベートパートをさわりましたか）

[応答を待つ]

[子どもが申し立てしたら、10に行く]

[子どもが詳細な報告をしたら、10aに行く]

[子どもがそれを認めないか、申し立てをしなければXIに行く]

## V. 出来事の調査

### オープン質問（訳注：「誘いかけ」）

10. [子どもが6歳未満の場合は、その申し立てを、子どもの話した言葉で繰り返しなさい。ただし、子どもが述べていない詳細情報や疑われる人物の氏名を述べてはならない]

[そして次のように言う]

「そのことについて、全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

[6歳以上の子どもにはただ次のように言えばよい]

「そのことについて、全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

10a. 「それから何がありましたか？」または「そのことについてもっとお話ししてください。」

[応答を待つ]

[申し立てられた出来事について十分な記述が得られるまで、この質問を、必要に応じて何度も用いる]

[NOTE: 子どもの記述が（複数の出来事にわたる）総合的なものである場合は、12（出来事の分割）に行く。子どもの記述が特定の出来事についてのものであれば10bに行く]

10b. 「その[日、夜]のことを思い出してください。そして、そのときにあったことを[子どもが話した先行する出来事]から[子どもが話した虐待的な出来事]まで全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

[Note: 出来事のすべての部分が精緻化される（詳しく述べられる）ように、この質問は、このセクションを通し、必要に応じて何度も用いる]

10c. 「さっき○さんが話した[子どもが話した人物、事物、活動]について、もっとお話ししてください。」

[応答を待つ]

[Note: この質問は、このセクションを通し、必要に応じて何度でも用いる]

10d. 「さっき〇さんが話した[子どもが話した人物、事物、活動]について、全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

[Note: この質問は、このセクションを通し、必要に応じて何度でも用いる]

[面接者にとって、出来事の詳細（例えば、出来事の順序）が分かりにくい場合は、次のように言うといいかもしれない]

「たくさんお話ししてくれて、とても助かりました。でも、少し分からないことがあります。私がちゃんとわかっているかどうか確かめたいので、最初にもどって、[最初どのように始まったのか/正確に何があったのか/それはどのように終わったのか等]もう一度お話ししてください。」

### 子どもがすでに話したことに関する焦点化した質問

[オープン質問を繰り返しても、申し立てられた出来事を中心事項の詳細が得られない、あるいは不明確である場合は、直接質問（訳注：子どもがすでに述べたことに関する WH 質問）を用いる。不適切な場合をのぞき、直接質問は誘いかけとペアで用いることが重要である。]

[Note: 子どもの注意を、子どもが先に述べた詳細情報に向かわせ、その上で直接質問を行う]

以下は直接質問の一般的な形式である。

11. 「さっき〇さんは [人物、事物、活動] と言いましたが、 [そのあと直接質問を行う]」（訳注：つまり、[どのようにに、いつ、どこで、誰が、どれを、何を]の質問を行う）

#### 例

1. 「さっき〇さんは、お店にいたと言いました。正確にいうと、〇さんはどこにいましたか。」[応答を待つ]「そのお店のことをお話ししてください。」（訳注：「誘いかけ」）（訳注：その他の例については、14の次にある「例」を参照のこと）。

#### 出来事の分割

12. 「そのことは1回だけですか、それともたくさんありましたか。」

[出来事が1回だけであれば、ブレイクに行く]

[出来事が2回以上あれば、13に行く。以下に示されるように、報告されたそれぞれの出来事について、詳細な情報を得る]

複数回のときには、まず特定の出来事について尋ねる。[訳注：ここから14までは、複数の出来事がある場合の質問である]

#### オープン質問

13. 「最後のときのこと[最初のときのこと、特定の場所/時間でのこと、特定の活動でのこと、〇さんがよく覚えているときのこと]について、全部お話ししてください。」[訳注：最後の出来事、次に最初の出来事が最も印象に残っていることが多い。よって、最後の出来事、次に最初の出来事、その後他の出来事について尋ねる。]

[応答を待つ]

13a. 「それから何がありましたか？」または「そのことについて、もっとお話ししてください。」

[応答を待つ]

[Note: この質問は、このセクションを通して何度でも用いる]

13b. 「その[日、夜]のことを思い出してください。そして、そのときにあったことを[子どもが話した先行する出来事]から[子どもが話した虐待的な出来事]までを全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

[Note: 出来事のすべての部分が精緻化されるまで、この質問の変化形を、必要に応じて何度でも用いる]

13c. 「[子どもが述べた人物、事物、活動]について、もっとお話ししてください。」

[応答を待つ]

[Note: この質問は、このセクションを通して何度も用いる]

13d. 「さっき〇さんは、[子どもが述べた人物、事物、活動]と仰いました。そのことについて、全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

[Note: この質問は、このセクションを通して何度も用いる]

### 子どもがすでに話したことに焦点化した質問（訳注：直接質問）

[オープン質問を繰り返しても、申し立てられた出来事を中心事項の詳細が得られない、あるいは不明確である場合は、直接質問（訳注：子どもがすでに述べたことに関する WH 質問）を用いる。不適切な場合をのぞき、直接質問は誘いかけとペアで用いることが重要である。]

[Note: 子どもの注意を、子どもが先に述べた詳細情報に向かわせ、その上で直接質問を行う]

以下は直接質問の一般的な形式である。

14. 「さっき〇さんは [人物、事物、活動]と仰いましたが、[そのあと直接質問を行う]」（訳注：11 の記述と一致させた。つまり、[どのようにに、いつ、どこで、誰が、どれを、何を]の質問を行う）

#### 例

1. 「さっき〇さんは、TV を見ていたと仰いました。正確にいうと、〇さんはどこにいましたか。[応答を待つ]「そのことについて全部お話ししてください。」

2. 「さっき〇さんは、お父さんが「なぐった」と仰いました。お父さんが何をしたか、正確にお話ししてください。」

3. 「さっき〇さんは、お友達がいたと仰いました。その子の名前は何ですか。」[応答を待つ]「その子が何をしていたかお話ししてください。」

4. 「さっき〇さんは、おじさんが『指でいじった[チュッてした、セックスした]』と仰いました。その人が何をしたか、正確にお話ししてください。」

出来事の数だけ尋ねる。子どもが3つ以上特定した場合は、「最後」「最初」「よく覚えているときのこと」の順で尋ねる。

## VI. ブレイク

[子どもに次のように言う]

「私が全部ちゃんと分かっているか、もっと聞くことがあるかどうか、確かめたいと思います。[あなたが話したことを見直してみます/ノートを見直してみます/向こうの部屋で確認してきます]。」

[ブレイクでは、それまでに得た情報を見直し、司法チェックリストに記入し、欠けた情報がないか検討し、残りの面接の計画を立てなさい。焦点化した質問を明確にし、書き出しなさい。]

### ブレイク後

[子どもがそれまでに報告していない重要な追加情報を引き出すため、上と同様に、直接質問とオープン質問を行う。直接質問はオープン質問（「そのことについてもっとお話しして」等）で補うこと。これらの質問を終えたら、VII に行きなさい。]

## VII. 子どもが話していないことの調査

[すべてのアプローチを行ったにも拘らず司法的に重要な情報が欠けている、と感じるときにのみ、以下の質問を行う。質問にあたっては、可能な限りオープンな誘いかけ（「そのことについて全部お話しして」）を伴わせることがたいへん重要である。]

[Note: 出来事が複数回にわたる場合は、まず中心的なことがらについて詳しく精緻化させる（訳注：詳細情報を話してもら）。その後、子どもが発した言葉で焦点化質問（訳注：選択質問のこと）を行いながら、子どもの注意を特定の出来事へと向けさせる。]

[特定の出来事について欠けている情報をすべて得た後、次の出来事へと移ること。]

### 子どもが話していないことに焦点化した質問の一般的形式（訳注：誘導質問＝選択質問）

「[時間、場所によって特定される出来事]のことを話したとき、〇さんは、[人物／事物／活動]と言いました。それは[焦点化質問]ですか。」

[回答を待つ]

[不適切でない限り、誘いかけでフォローすること。次のように言う]

「そのことについて、全部お話ししてください。」

#### 例

1. 「地下室でのことを話したとき、〇さんは、その人がズボンを脱いだと言いました。〇さんの服はどうでしたか？」  
[応答を待つ]  
[応答の後に次のように言う]  
「そのことについて、全部お話ししてください。」  
[応答を待つ]
2. 「最後のときのことを話しているとき、〇さんは、その人が〇さんに触ったと言いました。その人は服の上から触りましたか？」  
[応答を待つ]  
[応答の後に次のように言う]  
「そのことについて、全部お話ししてください。」  
[応答を待つ]
3. 「その人は服の下から触りましたか。」  
[応答を待つ]  
[応答の後に次のように言う]  
「そのことについて、全部お話ししてください。」  
[応答を待つ]
4. 「〇さんは、校庭で何かがあったと言いました。それを見ていた人はいますか。」  
[応答を待つ]  
[応答の後に次のように言う]  
「そのことについて、全部お話ししてください。」  
[応答を待つ]
5. 「お友達にも何かあったかどうか、知っていますか。」  
[応答を待つ]  
[応答の後に次のように言う]  
「そのことについて、全部お話ししてください。」  
[応答を待つ]
6. 「納屋で何か起きたって言いましたね。いつ起きたか知っていますか。」  
[応答を待つ]  
[応答の後に次のように言う]  
「そのことについて、全部お話ししてください。」（訳注：プロトコルには欠けていたが、補った）  
[応答を待つ]



## VIII. 期待される情報が得られなかったとき

適切なヒントだけを用いること。（訳注：ここでは、ヒントを提示し、子どもからの開示を待つ）  
情報が提示された会話について知っている場合は、次のように言う。

1. 「〇さんが、[いつ／どこで]、[誰]に話をしたと聞きました。私にも、〇さんが話したことについて、お話ししてください。」

[情報がでなかったら2に行く。情報が出たら、次のように言う]

「そのことについて、全部お話ししてください。」

[必要であれば、「そのことについて、お話ししてください。」などの、さらなるオープン質問を行う]

[あなたが、以前になされた開示についての詳細情報を知っているが（訳注：子どもが母親に開示し、そのことを母親から聞くなどして）、その情報があなたには述べられていない場合には、次のように言う。]

2. 「あなたが[申し立てられている出来事のあらまし、ただしできる限り中心情報を含まない情報]を話したと聞きました[または、「と、△さんから聞きました」。そのことについて、全部お話ししてください。]

[必要であれば、「そのことについて、お話ししてください。」などの、さらなるオープン質問を行う]

3. 誰かが目撃していた場合は、次のように言う

a. 「誰かが[ ]を見たと言いました。そのことについて、全部お話ししてください。」

[必要であれば、「そのことについて、お話ししてください。」などの、さらなるオープン質問を行う]

子どもが否定した場合は3bに行く。

b. 「[時間／場所]に何かありましたか。そのことについて全部お話ししてください。」

[必要であれば、「そのことについて、お話ししてください。」などの、さらなるオープン質問を行う]

子どもに怪我やあざがあれば次のように言う。

4. 「〇さんの[体の部位]に[傷のあと／あざ]があります[あると聞きました]。そのことについて、全部お話ししてください。」

[必要であれば、「そのことについて、お話ししてください。」などの、さらなるオープン質問を行う]

5. 「誰かが[出来事のあらまし]をしましたか。[ただし、子どもがそれまでに被疑者の名前を述べていない場合は、人物の名前を含めない。また、もっとも中心的な詳細は含めない]

子どもが認めなければ、次に行く。

子どもが認めた場合は、次のように言う。

「そのことについて、全部お話ししてください」

[必要であれば、「そのことについて、お話ししてください。」などの、さらなるオープン質問を行う]

## IX. 開示に関する情報

「〇さんが今日どうしてここに来たか、お話ししてくれましたね。たくさんのお話をしてくれましたので、何があったか知る上でとても助けになりました。」

[子どもが面接のなかで、こ（れら）の出来事を誰かに話した、と言った場合は、6に行く。子どもが誰かに話したと言っていない場合は、直後に誰かに開示していないかを調べるために、次のように言う。]

1. 「その後[最後の出来事後]、何があったかお話ししてください。」

[応答を待つ]

2. 「それから何がありましたか。」

[Note: 必要があれば、この質問は、このセクションを通して、何度も用いる]

[子どもが開示をしたならば6に行く。そうでなければ次の質問を行う。]

3. 「何があったか知っている人は、他にもいますか？」

[応答を待つ。子どもが誰かを特定した場合は6に行く。]

[肯定したが、人物の名前を言わない場合は次のように尋ねる]

「誰ですか？」

[応答を待つ。もしも子どもが誰かを特定したら、6に行く。]

4. 「他の人がどうして[最後の出来事]のことを知ったのか、知りたいんです。」

[応答を待つ。もしも子どもが誰かを特定したら、6に行く]

[情報が欠けていたら、次の質問を行う。]

5. 「[子どもが話した、申し立てられた出来事]について、あなた以外に最初に知った人は誰ですか。」

[応答を待つ]

6. 「[子どもが挙げた、最初の発見者]がどのようにして知ったのか、全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

[そして、次のように言う]

「そのことについて、もっとお話ししてください。」

[応答を待つ]

[子どもが（訳注：発見に関して他者と交わした）会話について話した場合は、次のように言う]

「あなたが話したことを、全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

7. 「[子どもが話した、申し立てられた虐待]について、誰か他に知っている人はいますか。」

[応答を待つ]

[そして、次のように言う]

「そのことについて、もっとお話ししてください。」

[子どもが会話について述べたならば、次のように言う]

「あなたが話したことについて、全部お話ししてください。」

[応答を待つ]

[もしも子どもが、誰かに話したと言わない場合は、尋ねる]

必要に応じて、子どもが報告した出来事の一つ一つについて、以上の質問を行う。

## X. クロージング

[次のように言う]

「たくさんのお話をしてくれました。助けてくれて、どうもありがとう。」

1. 「他に、私が知っておいた方がよいことは、ありますか。」

[応答を待つ]

2. 「他に、〇さんが私に話しておきたいことは、ありますか。」  
[応答を待つ]
3. 「〇さんからは、何か質問はありますか。」  
[応答を待つ]
4. 「また何か話したくなったら、この電話番号に電話をかけてください。」  
[名前と電話番号が記入されたカードを渡す]

#### XI. 中立的な話題 (訳注：XI は抜けて折り，原文は XII となっている)

「これが終わったら、今日は何をしますか。」

[数分間，中立的な話題で会話を行う] (訳注：子どもが暗い気持ちのまま帰らないようにするためである。)

「今は[時，分]です。これで面接を終わります。」

以上